

# 「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク

## 使用の手引き

北九州市環境局では、「北九州エコプレミアム」に選定された企業及び市が選定製品・サービスのPRに活用するため、広告や印刷物等の様々な用途に使用できる、「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク（以下、ロゴマーク）を作成しました。

このため、本手引きは、ロゴマークを適正に使っていただくための使用の基準を示したものです。使用にあたっては、別添の「北九州エコプレミアム 認定ロゴ デザインマニュアル」を必ず遵守してください。

### 1 「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークについて



「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークは、上部にシンボル、下部にロゴタイプの組み合わせを基本形としております。印刷の制約や表示アイテムの仕様、表示の目的等あらゆる状況に応じて1～9パターンの展開形を利用する事ができます。また使用目的によって、ていたん ブラックていたんと組み合わせたロゴマーク・「SDGs」とコラボレーションさせたロゴマークを使用することもできます。

デザインの詳細は、北九州エコプレミアム 認定ロゴ デザインマニュアルをご覧ください。

### 2 権利の帰属について

本キャラクター等の一切の権利は、北九州市に帰属します。

### 3 使用承認申請の手続きについて

(1) 使用承認申請

ロゴマークに関する著作権・使用権は、北九州市に帰属します。そのため、ロゴマークの図形を使用する場合は、あらかじめ北九州市環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課あてに連絡を入れ、使用承認申請書を提出する必要があります。

ただし、以下に該当する場合は使用承認申請書を提出する必要はありません。

ア 市又は市の外郭団体が業務のために使用する場合

イ 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的に使用する場合

ウ その他、環境局長が申請を必要としないと認めた場合

(2) 申請の手続き

事前連絡は、メール、FAX、電話で構いません。正式な申請は、次の書類を各1部、郵送または持参により提出ください。

ア 使用承認申請書（様式1号）

イ 使用する物件等の見本（見本が添付できない場合、写真・図や原稿等、確認できるもの）

(3) 使用承認通知

使用承認の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは申請者に使用（変更）承認書（様式2号）により通知いたします。ただし、この場合、使用条件を付す場合があります。

(4) 使用不承認通知

審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認書（様式3号）を通知いたします。

## 4 使用期間について

ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して2年間とします。使用許可の期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて許可を受けてください。

## 5 使用承認の基準について

### (1) ロゴマークの使用に際して

- ア 使用承認を受けた内容にのみ使用し、付した使用条件に従ってください。
- イ 使用承認を他に譲渡し、または転貸することはできません。
- ウ 「北九州エコプレミアム 認定ロゴ デザインマニュアル」に基づき、正しく使用してください。
- エ ていたん ブラックていたんと組み合わせたロゴマークを使用する場合は近くにコピーライト（著作権）の表示を指定のパターン及びフォントで4pt以上の大ききさで表示してください。
- オ ロゴマークの一部を省略したり、ていたん ブラックていたんと識別できないほどの修正を加えないでください。
- カ 原則として「ブラックていたん」は、単体で使用することはできません。必ず北九州市環境マスコットキャラクターの「ていたん」と組み合わせて使用してください。
- キ 使用する物件の完成見本を、申請時に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真や図等確認できるものを提出してください。
- ク 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないでください。
- ケ カラーホイール及び17の目標付きロゴマークについては、商業目的で使用することができません。

### (2) 使用の不承認

- ア 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
- イ 北九州市の信用や品位を害するものと認められる場合
- ウ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- エ 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規程する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
- キ ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ク ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

- ケ 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- コ ロゴマークの著しい変形やその使用が適当でないとい認められる場合
- サ 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
- シ その他、ロゴマークの主旨に反する等、著しく不適當と認められる場合

## 6 承認内容の変更について

- (1) 承認内容変更申請  
使用承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更承認申請書（様式4号）を提出してください。
- (2) 使用変更承認通知  
使用変更承認の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、申請者に使用（変更）承認書（様式2号）により通知いたします。
- (3) 使用変更不承認通知  
審査の結果、使用変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認書（様式3号）を通知いたします。

## 7 使用承認の取り消しについて

ロゴマークの使用がこの「使用の手引き」及び承認の内容に違反していると認められるときは、北九州市はロゴマークの使用承認を取り消すことができます。

- (1) 使用承認取り消し  
以下に該当する場合は、使用承認を取り消すことがあります。
  - ア この「使用の手引き」に違反した場合、又は違反することが判明した場合
  - イ 申請に虚偽又は不正があった場合
  - ウ その他使用継続が不適當であると北九州市環境局長が判断した場合
- (2) 使用承認取消通知  
使用承認の取消しは、申請者に使用承認取消書（様式5号）により通知いたします。
- (3) 承認取消後の物件使用について  
承認を取り消された申請者は、使用承認取消書の通知があった日以降、承認されていた物件については、ロゴマークの使用をしないでください。  
また、使用を取り消された申請者に生じる経費（制作費用等）は使用を取り消された申請者が負担してください。
- (4) 物件使用状況について  
北九州市環境局長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができます。

## 8 使用料について

使用料は、無償とします。

## 9 地位の承継について

相続人や合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができます。

## 10 使用に当たっての留意事項について

- (1) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、北九州市は一切の責任を負いません。
- (2) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、誤認や誤解を与えないようにしてください。
- (3) 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、北九州市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- (4) 北九州市が損害を被った場合には、使用者はその賠償の責めを負うものとなります。
- (5) 使用した物件の完成品を北九州市へ郵送又は持参してください。

## 11 事務について

この「使用の手引き」に関する事務は、北九州市環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課が行います。

## 12 その他

この「使用の手引き」に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、北九州市環境局長が別に定めます。

附 則（平成30年12月18日北九環国環第102号）

この「使用の手引き」は平成30年12月18日から適用します。

附則（令和元年5月1日北九環国環第22号）

この「使用の手引き」は令和元年5月1日から適用します。

附則（令和2年4月24日北九環経環第25号）

この「使用の手引き」は令和2年4月24日から適用します。

附則（令和3年4月1日北九環グ環第1290号）

この「使用の手引き」は令和3年4月1日から適用します。